　日本学校保健会発行「学校において予防すべき感染症の解説」（令和5年度改訂）より

**出席停止になる学校感染症一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 病　　名 | 出　席　停　止　期　間　の　基　準 | 必要な書類 |
| 第 １ 種 | エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他 | 治癒するまで | 医師記入の診断書 |
| 第 ２ 種 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は５日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで | 「回復届出書」  （保護者による記入） |
| 麻しん（はしか） | 発しんに伴う発熱が解熱した後３日を経過するまで |
| 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 水痘（水ぼうそう） | 全ての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状の消退後２日を経過するまで |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで | 「インフルエンザ・新型  コロナウイルス感染症  体温記入表」 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで | 医師記入の診断書 |
| 結核 | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない） |
| 第 ３ 種 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで |
| パラチフス |
| 細菌性赤痢 |
| コレラ |
| 腸チフス |
| 急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで | 提出書類は学校医と  相談の上決定する（※１） |
| 流行性角結膜炎 |
| その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、伝染性膿痂疹等） | 症状が改善し、全身状態が良くなるまで | 出席停止の措置をとる  場合(※2)、  提出書類は学校医と相談の上決定する |

※１　医師の診断書をとるか保護者記入の回復届出書をとるかは、学校医と相談の上決定する。

※2その他の感染症は、必ず出席停止を行うべきものではなく、地域や学校における発生・流行の態様等を考慮の上で校長が学校医の意見を聞き判断する。